



物価高騰対応給付金（調整給付・R6非課税化給付・R6均等割のみ課税化給付・R6こども加算給付）について

物価高騰による市民の負担を踏まえ、所得税・個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる個人並びに令和6年度住民税が新たに非課税となる世帯に該当する世帯主及び令和6年度住民税が新たに均等割のみ課税となる世帯に該当する世帯主に対する給付金を支給します。

■ 給付対象	(1) 調整給付（約18,700人） 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方 (2) 令和6年度住民税均等割非課税化世帯給付（約3,100世帯） 新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯 (3) 令和6年度住民税均等割のみ課税化世帯給付（約700世帯） 新たに令和6年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (4) 低所得者の子育て世帯への加算（こども加算）（約300人） 上記、(2) 住民税非課税化世帯給付または(3) 住民税均等割のみ課税化世帯給付を受けた世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯への加算給付。
	※ (2)～(4)は、令和5年度に同給付金支給対象だった世帯は対象外。 また、令和6年度の住民税が課税されている人の扶養親族等のみの世帯も対象外。
■ 支給額	(1) 調整給付 定額減税可能額が、定額減税を行う前の税額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる額 (2)・(3) 非課税化世帯給付・均等割のみ課税化世帯給付 1世帯当たり10万円 (4) こども加算 児童1人当たり5万円
■ 申請手続等	(1) 調整給付 (原則手続き不要) 7月上旬に対象者あてに先行給付決定通知を発送。 口座情報がない対象者については確認書を送付。

	(2)・(3) 非課税化世帯給付・均等割のみ課税化世帯給付 (原則手続き不要) 7月上旬に対象世帯あてに先行給付決定通知を発送。 口座情報がない対象者等については確認書を送付。 (4) こども加算 (原則手続き不要) 8月上旬以降順次、対象世帯あてに給付決定通知書を発送。
■ 支給時期	(1) 調整給付 7月下旬に第1回支給を予定 (2)・(3) 非課税化世帯給付・均等割のみ課税化世帯給付 7月下旬に第1回支給を予定 (4) こども加算 8月下旬に第1回支給を予定
■ 専用電話	7月1日にコールセンターを設置予定(土日祝日を除く平日9:00~17:00) (1)について 0277-22-6810 (2)~(4)について 0277-22-6813

※ 詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】

- (1) 調整給付について
総務部税務課 担当 大澤
TEL 0277-46-1111 (内線226)
- (2)・(3) 非課税化世帯・均等割のみ課税化世帯給付について
総務部総務課 給付金担当 細井
TEL 0277-46-1111 (内線538)
- (4) こども加算について
子どもすこやか部子育て支援課 担当 早川
TEL 0277-47-1150